

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

従うべき又は参酌	項目	家庭的保育事業 (5名以下)		小規模保育(A) (6名～19名)		小規模保育(B) (6名～19名)		小規模保育(C) (6名～10名) ※5年間は6人～15人		居宅訪問型保育事業 (1名)		事業所内保育事業		保育所	認可外保育所			
		茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	保育所型(20人以上)			小規模型(19人以下)		
従う	連携施設		設定が必要 ※1		設定が必要 ※1		設定が必要 ※1		設定が必要 ※1		一律には求めない ※2		設定しないことができる	設定が必要 ※1	—	—		
※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置) ※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、連携する障害児入所支援施設等を確認																		
従う	食事		自園調理 ※1 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院を含む (調理機能設備要)		自園調理 ※1 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院を含む (調理機能設備要)		自園調理 ※1 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院を含む (調理機能設備要)		自園調理 ※1 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院を含む (調理機能設備要)		—		自園調理 ※1 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院を含む (調理機能設備要)	自園調理 ※3歳以上は、外部搬入可		外部搬入可能		
※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。																		
参酌	健康診断		利用開始時 定期・臨時 年2回		利用開始時 定期・臨時 年2回		利用開始時 定期・臨時 年2回		利用開始時 定期・臨時 年2回		利用開始時 定期・臨時 年2回		利用開始時 定期・臨時 年2回	利用開始時 定期・臨時 年2回	利用開始時 定期・臨時 年2回	利用開始時 定期・臨時 年2回		
参酌	設備基準	保育室等		家庭的保育者の居宅 その他の場所 保育を行う専用部屋		0・1歳児 乳児室又はほふく室		0・1歳児 乳児室又はほふく室		—		0・1歳児 乳児室又はほふく室		0・1歳児 乳児室又はほふく室		0・1歳児 乳児室又はほふく室		
				部屋 9.9㎡以上 3人を超える場合は1人 3.3㎡加算		2歳児以上 保育室又は遊戯室		2歳児以上 保育室又は遊戯室		—		2歳児以上 保育室又は遊戯室		2歳児以上 保育室又は遊戯室		2歳児以上 保育室又は遊戯室		2歳児以上 保育室又は遊戯室
		庭		同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可		乳児室／ほふく室 1人3.3㎡以上 保育室／遊戯室 1人1.98㎡以上		乳児室／ほふく室／ 保育室／遊戯室 1人3.3㎡以上		—		—		乳児室 1人1.65㎡以上 ほふく室 1人3.3㎡以上 保育室／遊戯室 1人1.98㎡以上		乳児室 1人1.65㎡以上 ほふく室 1人3.3㎡以上 保育室 1人1.98㎡以上		1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を定める
				1人3.3㎡以上 (2歳児以上)		1人3.3㎡以上 (2歳児以上)		1人3.3㎡(2歳児以上)		—		—		屋外遊戯場 1人3.3㎡以上 (2歳児以上)		屋外遊戯場 1人3.3㎡以上 (2歳児以上)		屋外遊戯場 1人3.3㎡以上 (2歳児以上)
	医務室													医務室		医務室		
従う	調理		調理設備		調理設備				調理設備		—		調理室	調理室		調理室		
参酌	2階以上等		火災報知器及び消火器 消火訓練、避難訓練の 定期的実施		※保育室等2階以上に 設置の場合 ①耐火・準耐火建築物 ②常用 屋内・屋外階段 ③避難用 屋内階段、バルコニー、屋 外傾斜路、屋外階段等 ほか		※保育室等2階以上に 設置の場合 ①耐火・準耐火建築物 ②常用 屋内・屋外階段 ③避難用 屋内階段、バルコニー、屋 外傾斜路、屋外階段等 ほか						※保育室等2階以上に 設置の場合 ①耐火・準耐火建築物 ②常用 屋内・屋外階段 ③避難用 屋内階段、バルコニー、屋 外傾斜路、屋外階段等 ほか		※保育室等2階以上に 設置の場合 ①耐火・準耐火建築物 ②常用 屋内・屋外階段 ③避難用 屋内階段、バルコニー、屋 外傾斜路、屋外階段等 ほか		※保育室等2階以上に 設置の場合 ①耐火・準耐火建築物 ②常用 屋内・屋外階段 ③避難用 屋内階段、バルコニー、屋 外傾斜路、屋外階段等 ほか	
従う	職員		家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※家庭的保育補助者は、市町村研修の修了者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に 限って保育士としてカウント可		保育士+その他保育 従事者 ※1/2以上は保育士 ※保育従事者は、市町村 研修修了者 ※0～2歳児4名以上受 入れる場合、保健師又は 看護師を1人に限って 保育士としてカウント可		家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※家庭的保育補助者は、市町村 研修の修了者		家庭的保育者		保育士 ※保育従事者は、市町村 研修修了者 ※0～2歳児4名以上受 入れる場合、保健師又は 看護師を1人に限って 保育士としてカウント可	保育士+その他保育 従事者 ※1/2以上は保育士 ※保育従事者は、市町村 研修修了者 ※0～2歳児4名以上受 入れる場合、保健師又は 看護師を1人に限って 保育士としてカウント可	保育士 ※乳児6名以上受入れる 場合、保健師又は看護 師を1人に限って保育 士としてカウント可	1/3以上が保育士 又は看護師		
			0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5: 2)		0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名		0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5: 2)		0～2歳児 1:1		0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ※2人を下回ること はできない	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1		保育所同様	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

従うべき 又は参酌	項目	家庭的保育事業 (5名以下)		小規模保育(A) (6名～19名)		小規模保育(B) (6名～19名)		小規模保育(C) (6名～10名) ※5年間は6人～15人		居宅訪問型保育事業 (1名)		事業所内保育事業			保育所	認可外保育所
		茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	国基準	茨木市基準	保育所型(20人以上)	小規模型(19人以下)		
従う	職員		嘱託医 ※連携施設と同一の 嘱託医に委嘱すること も可能		嘱託医 ※連携施設と同一の 嘱託医に委嘱すること も可能		嘱託医 ※連携施設と同一の 嘱託医に委嘱すること も可能		嘱託医 ※連携施設と同一の 嘱託医に委嘱すること も可能		—		嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の 嘱託医に委嘱すること も可能	嘱託医	—
			調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※家庭的保育補助者と ともに3人以下の保育を 行い、補助者が調理す る場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要		調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要		調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要		調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要		—		調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要	調理員 ※調理業務を全て委託 の場合不要 ※連携施設等からの搬 入を行う場合不要	調理員 ※全部委託、外部搬入 の場合は不要	
※移行する場合は、5年を経過するまでの間経過措置あり																
参酌	保育期間		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則 事業者が定める		1日 8時間原則	
	その他										【従うべき基準】 提供する保育 ・障害疾病等 ・便宜供与 ・措置 ・夜間深夜に対応		【参酌基準】 地域枠の定員設定 1～5人：1人 6～7人：2人など			

※家庭的保育者：市町村が行う研修を修了した保育士等であつて、市町村長が認めた者（児童福祉法第6条の3第9項）